

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和6年11月19日付.保医発1119第13号.令和6年11月20日適用、令和6年11月29日付.保医発1129第8号.令和6年12月1日適用、令和6年12月27日付.保医発1227第2号および保医発1227第4号.令和7年1月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎保険算定の条件が変更された検査項目(令和6年11月20日適用)

項目名	保険点数	区分
アミロイドβ42/40比(髄液)	1,282点	区分番号「D004」 穿刺液・採取液検査 (尿・糞便等検査)

D004 穿刺液・採取液検査

(1)～(12) (略)

(13) アミロイドβ42/40比(髄液)

ア「15」のアミロイドβ42/40比(髄液)は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認するため、CLEIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及びβ-アミロイド1-40を同時に測定した場合、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ (略)

(14) (略)

※下線の条件が変更されました。

●受託については弊社営業担当にご相談ください。

次ページに続きます

◎新たに保険収載された検査項目(令和6年12月1日適用)

項目名	保険点数	区分
抗GM-CSF抗体	1,380点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

D014 自己抗体検査

(1)～(30) (略)

(31) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、1,380点を算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

●弊社受託未定

項目名	保険点数	区分
FGFR2融合遺伝子標本作製	7,824点	区分番号「N005-2」 ALK融合遺伝子標本作製 (病理診断)

N005-2 ALK融合遺伝子標本作製

(1) (略)

(2) FGFR2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法(Break-apart法)により遺伝子標本作製を行った場合に、7,824点を算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。

●弊社受託未定

◎保険適用の条件が追加された検査項目(令和6年12月1日適用)

項目名	保険点数	区分
TARC	179点	区分番号「D015」 血漿蛋白免疫学的検査 (免疫学的検査)

D015 血漿蛋白免疫学的検査

(1)～(5) (略)

(6) 「18」のTARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。

ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。

イ 薬剤性過敏症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

(7)～(15) (略)

※下線の条件が追加されました。

●「ア」及び新設条件「イ」の対象項目:弊社受託中
依頼コードNo.07958 TARC

◎新たに保険収載された検査項目(令和7年1月1日適用)

項目名	保険点数	区分
マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出	350点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(38) (略)

(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、350点を算定する。

ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。

イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。

●弊社受託検討中

項目名	保険点数	区分
p16タンパク	720点	区分番号「N002」 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (病理診断)

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

(1)～(10) (略)

(11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQRリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、720点を算定する。

●2025年1月15日(水)より受託開始

詳細については別途ご案内予定

◎保険適用の条件が追加された検査項目(令和7年1月1日適用)

項目名	保険点数	区分
BRCA1/2遺伝子検査	20,200点	区分番号「D006-18」 BRCA1/2遺伝子検査 (遺伝子関連・染色体検査)

D006-18 BRCA1/2遺伝子検査

(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。

(2)・(3) (略)

※下線の条件が追加されました。

●弊社受託未定